

令和 7 年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

日頃より、本市税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。
市内に償却資産を所有している方、又は賃貸している方は毎年1月1日(賦課期日)現在所有して
いる償却資産について申告していただくことになります(地方税法第 383 条<固定資産の申告>)。

つきましては、申告書等を同封いたしますので、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、
期日までにご提出ください。

提出期限 令和 7 年 1 月 3 1 日 (金)

- ・ 郵送で申告書を提出される方で控用の返送を希望される場合は、必ず返信用封筒に宛名をご記入のうえ切手を貼って同封してください。
- ・ 電子申告(eLTAX)のほか、オンライン申告もご利用いただけます。

オンライン申告はこちらへ

URLと二次元コード

<https://logoform.jp/form/6ibw/407443>

※詳しくは 2 ページをご覧ください。



申告書の提出先及び問い合わせ先

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目 24 番地

府中市市民部資産税課償却資産係(市役所おもや2階)

電話 042 (335) 4447(直通)

※期限が近づきますと、窓口が大変混み合います。

令和7年1月17日(金)までのご申告にご協力をお願いします。

(目次)

1	申告方法について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)	申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)	申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3)	申告の必要がない資産・・・・・・・・・・・・・・・・	5
« 参考 »	少額の減価償却資産の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4)	業種別償却資産具体例・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(5)	建築設備等における家屋と償却資産の区分・・・・・・・・	8
(6)	非課税となる償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(7)	課税標準の特例が適用される償却資産・・・・・・・・	9
(8)	固定資産税の減免が適用される償却資産・・・・・・・・	9
(9)	耐用年数の短縮等を適用した償却資産・・・・・・・・	9
4	国税との相違点・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5	評価について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1)	償却資産の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)	減価残存率表・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6	申告書、明細書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・	13

償却資産申告Q&A(裏表紙)

(この手引きは令和6年11月現在において作成しています。)

1 申告方法について

(1)電子申告(eLTAX)による申告

eLTAXとは…

- ・申告書を持参・郵送することなく、オフィスや自宅からインターネットで申告ができます。
- ・利用届出を提出後、すぐに電子申告を利用することができます。
- ・複数の自治体への申告をまとめて一度に送信できます。
- ・eLTAX 対応 PCdesk などのソフトで申告書作成が簡単にできます。
- ・eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータを利用できます。
- ・具体的な開始・利用方法は、地方税共同機構にお問い合わせください。

地方税共同機構

エルタックスヘルプデスク 電話 0570-081459

(上記の電話番号でつながらない場合は 03-6745-0720)

ご利用時間 eLTAX 8時30分～24時 ヘルプデスク 9時～17時

(土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。)

エルタックスのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

【eLTAX申請時の注意点】

- ・取得価額については次のとおり記載してください。
 - 「前年前に取得したもの(イ)」 令和6年度と同じ取得価額
 - 「前年中に減少したもの(ロ)」 現年・過年に減少したもの
 - 「前年中に取得したもの(ハ)」 現年・過年に取得したもの
- ・資産の増加があった場合は、種類別明細書の増加事由に○を付けてください。
- ・相続が発生した場合は、備考欄に相続人・被相続人について記載してください。
- ・共有で資産をお持ちになる場合は、備考欄に共有員それぞれの住所・氏名・持ち分、どなたが共有代表者かを記載してください。

(2)オンライン(LoGo フォーム)による申告

令和6年中に資産の増減があった方は、当申請フォームでは申告できません。

- ・申告書を持参・郵送することなく、オフィスや自宅からインターネットで申告ができます。
- ・表紙のURLまたは二次元コードよりご利用ください。

(3)資産税課窓口へ直接来庁しての申告

(4)郵送での申告

2 提出書類について

1月1日(賦課期日)現在府中市内に所有しているすべての償却資産を次の提出書類により、申告してください。

◎令和6年度に申告をされていた方(今まで府中市に申告をされていた方)

申告の区分	提出書類
資産の増減がある方	申告書、明細書
資産の増減がない方	申告書またはオンライン申請
申告する資産がない方	申告書またはオンライン申請
休業・廃業・移転された方	申告書またはオンライン申請

◎初めて申告される方(令和6年1月2日以降に新規に事業を開始された方)

申告の区分	提出書類
申告する資産がある方	申告書、明細書
申告する資産がない方	申告書

記載方法については13ページからの記載例をご覧ください。

令和6年1月1日以前に取得した償却資産でも、申告漏れがあった場合は必ず申告してください。
さかのぼり課税の対象となります(地方税法第17条の5第5項)。

(注1) 提出書類が不足する場合は、資産税課までご請求ください。

(注2) 評価額の計算方法については、11ページの「5(1)償却資産の評価方法」をご覧ください。

(注3) 自社作成の申告書で申告される場合は、必ず府中市の申告書を添付してご提出ください。

※企業電算処理方式を利用して申告される方の記載方法

令和7年1月1日現在のすべての資産について、評価額を算出し、増加・減少・全資産明細書及び府中市の申告書を必ず添付してご提出ください。



ご注意ください！

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び府中市市税条例第70条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

3 償却資産について

償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産は、次の要件に該当するものです。

- ・土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産であること。
- ・その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)であること。
- ・鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。
- ・自動車税の課税客体となる自動車及び軽自動車税の課税客体となる軽自動車等でないこと。
(地方税法第 341 条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉)

(1)申告していただく方

令和7年1月1日現在、府中市内に償却資産を所有している方です。

なお、次の方々も申告が必要になります。

- ア 償却資産を府中市内に賃貸(リース)している方
- イ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- エ 償却資産を共有で所有されている方(各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員が連名で申告してください。(例:府中太郎 外1名))
- オ 内装、造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

(2)申告の対象となる資産

申告の対象となるのは、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産です。
なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 福利厚生のに供するもの
- イ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供するもの
- ウ 遊休又は未稼働の償却資産であっても、令和7年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- エ 改良費(資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。)
- オ 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの(8 ページをご参照ください。また、該当する資産は構築物として申告してください。)
- カ 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却をしているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの(例:中小企業者等の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産)
- ク 耐用年数が経過した資産でも、引き続き稼働しているもの

(3)申告の必要がない資産

次の資産は償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形減価償却資産(例:営業権、特許権、ソフトウェア等)
- ウ 繰延資産
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - 耐用年数が1年未満、取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
 - 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの
- オ 取得価額が20万円未満のリース資産(法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に該当するもの)

《参考》少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。

また、地方税法施行令第49条ただし書により、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の資産は固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却 ※1	申告対象			
中小企業特例 ※2	申告対象			
一時損金算入 ※3	申告対象外			
3年一括償却 ※4	申告対象外			
リース資産 ※5	申告対象外		申告対象	

※1 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

※3 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※4 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※5 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

(4)業種別償却資産具体例

各業種共通

[] 内の数字は耐用年数です。

資 産 の 種 類	主 な 償 却 資 産
構 築 物	舗装路面(コンクリート敷・れんが敷・石敷[15]、アスファルト敷[10])、看板(広告用金属製のもの[20]、広告用その他[10])、給排水設備[15]、衛生設備[15]、ガス設備[15]、植栽(工場緑化施設除く)[20]、日よけ(主として金属製のもの[15])、内装工事 等
機 械 及 び 装 置	太陽光発電システム[17] 等
器 具 ・ 備 品	看板(店頭の立て看板など)[3]、パソコン[4]、レジスター[5]、プリンター[5]、ルームエアコン[6]、応接セット(接客業用[5])、事務机・椅子(主として金属製のもの[15])等

※その他、船舶、航空機、大型特殊自動車(自動車登録番号の分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)も償却資産の申告対象となります。

飲食業

資 産 の 種 類	主 な 償 却 資 産
機 械 及 び 装 置	厨房設備[8] 等
器 具 ・ 備 品	室内装飾品(主として金属製のもの[15]、その他のもの[8])、カラオケ機器[5]、家具(接客業用[5])、電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器[6] 等

卸(小)売業

資 産 の 種 類	主 な 償 却 資 産
器 具 ・ 備 品	陳列棚及び陳列ケース(冷凍・冷蔵機付のもの[6]、その他のもの[8])等

医(歯)業

資 産 の 種 類	主 な 償 却 資 産
器 具 ・ 備 品	レントゲン装置(移動式のもの[4]、その他のもの[6])、手術機器[5]、歯科診療ユニット[7]、ファイバースコープ[6] 等

農業

資 産 の 種 類	主 な 償 却 資 産
構 築 物	ビニールハウス(基礎がなく、材質の耐久性がないもの)[8] 等
機 械 及 び 装 置	耕運機・脱穀機[7] 等
車両及び運搬具	フォークリフト(<u>自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの</u>)[4] 等
器 具 ・ 備 品	ほだ木[3] 等

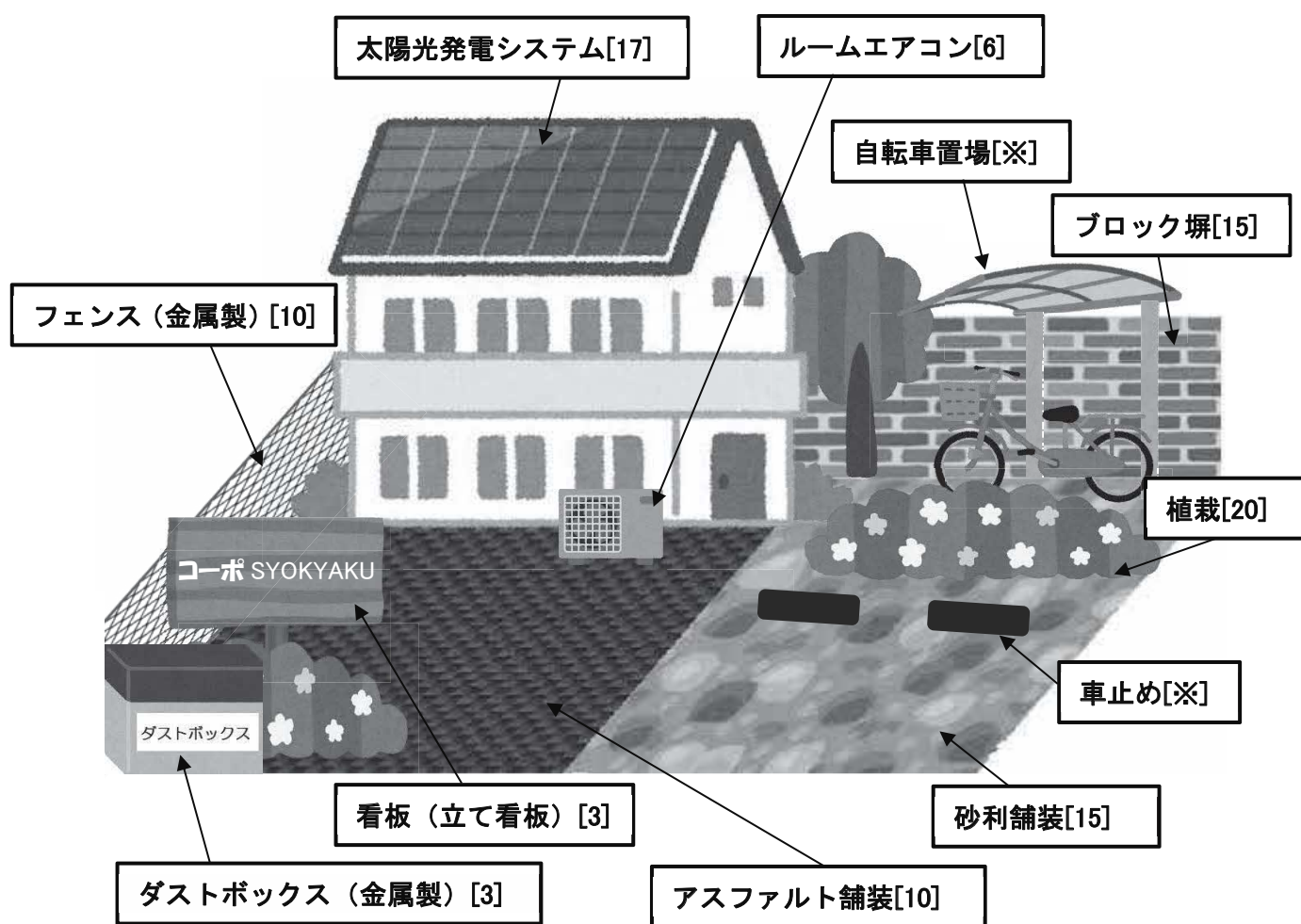
理容・美容業

資 産 の 種 類	主 な 償 却 資 産
器 具 ・ 備 品	理容・美容椅子[5]、洗髪設備[5]、パーマ器[5] 等

不動産貸付業(駐車場業含む)

資産の種類	主な償却資産
構 築 物	塀(コンクリート・ブロック造[15])、多段式駐車場設備・駐車棚(建物に該当しないもの)[15]、植栽[20] 等
器 具 ・ 備 品	大型コンテナ(長さ6メートル以上のもの)[7]、その他コンテナ(主として金属製のもの[3])、無人駐車料金徴収装置(オートロック式パーキング装置)[5] 等

<例:不動産貸付業の場合>



※については、構造により耐用年数が異なります。

上記以外の資産についてご不明な点は、お問い合わせください。

府中市市民部資産税課償却資産係 042(335)4447(直通)

(5)建築設備等における家屋と償却資産の区分

固定資産税の取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。次の表は、主な設備等の区分例です。

※借家に取り付けた内装、造作及び建築設備等は、すべて賃借人(テナント)等が償却資産として申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業用家屋の所有区分			
			自己所有		借家	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、誘導灯、非常灯 等		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤 等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線 等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機※ 等	○			○
		上記以外の設備	○			○
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ 等		○		○
		配管・配線 等	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事 等		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○			○
	給湯設備	電気温水器、瞬間湯沸器 等		○		○
		ユニットバス、床暖房、システムキッチン、中央式給湯設備 等	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事 等		○		○
		屋内の配管 等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)等		○		○
		ダクト式空調設備 等	○			○
	運搬設備	工事用ベルトコンベア 等		○		○
その他の設備等		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 等	○			○
	厨房設備	飲食店・ホテル・寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機 等		○		○
	その他	広告塔、ネオンサイン、看板、機械式駐車設備(ターンテーブル含)、駐輪設備、ゴミ処理設備 等		○		○
外構工事	外構工事	門・塀・緑化施設 等		○		○

※平成27年1月1日より前に取得した集合玄関機等は、家屋と集合玄関機等の所有者が同じ場合でも、償却資産の対象となります。

※動力配線設備で償却資産とする主なものは、特定の生産又は業務用動力配線設備一式(動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイリングダクト、配管、配線等)です。それ以外は家屋となります。

(6)非課税となる償却資産

地方税法第 348 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」に必要事項を記入のうえ、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(7)課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の3、同法附則第 15 条、第 15 条の2、第 15 条の 3 及び第 64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税課税標準特例計算届書」に必要事項を記入のうえ、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

【例】先端設備等導入計画に基づいて取得した設備等

(8)固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第 367 条の規定のに基づき、府中市税条例第 68 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。)。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」に必要事項を記入のうえ、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

※(6)～(8)の申請書等については、府中市のホームページからダウンロードできます。

府中市ホームページ(令和7年度固定資産税(償却資産)の申告について)

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/smph/kurashi/zekin/koteshisan/h31sinkoku.html>



(9)耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、国税局長又は税務署長に提出した書類(下の添付書類一覧をご参照ください。)を添付し、ご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められていません。

添付書類一覧

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国 税 局 長	耐用年数の短縮の承認申請書(写)
増 加 償 却	税 務 署 長	増加償却の届出書(写)
耐用年数の確認	税 務 署 長	耐用年数の確認に関する届出書(写)

※電子申告により、申告データを送信される場合も、(6)～(9)に該当する資産があるときには、各届出書のご提出が必要となりますのでご注意ください。

4 国税との相違点

項 目	地 方 税 の 取 扱 い (固 定 資 産 税)	国 税 の 取 扱 い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決 算 期)
減価償却の方法	原則として、*「固定資産評価基準」に定める減価率によります。減価残存率表(12 ページ)をご参照ください。	(旧)定率法、(旧)定額法等の選択制度(建物については(旧)定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月 割 償 却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円まで償却可能
改良費の評価方法	改良費は区分して評価します。	改良費は区分して評価します。 (一部合算も可能です。)
中小企業者等の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず認められません。	認められます。

*「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

5 評価について

(1)償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基に、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出し、この評価額の合計が決定価格となります。

また、課税標準額は、決定価格の1,000円未満を切り捨てた額となります。

ただし、課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は適用後の額、適用がない場合は「決定価格」がそのまま課税標準額となります。

《評価額の算出方法》・・・※破線枠内の数値処理は小数点以下第4位を四捨五入しています。

前年中に取得した資産(注1)	前年前に取得した資産(注2)
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) = \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{前年度評価額} \times B$

* 一般の償却資産にかかる評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額です。

(注1) 半年分の減価残存率で、12ページの減価残存率表のA欄の率です。

(注2) 1年分の減価残存率で、12ページの減価残存率表のB欄の率です。

《課税標準額及び税額の算出方法》

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切捨て)} \times \text{税率 (1.4/100)} = \text{税額 (100円未満切捨て)}$$

計算例

◎ 評価額の算出方法及び税額計算例です。なお、実際の評価計算等については、電算システムで行いますので、申告の際に算出する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和7年度 評価額	合計
舗装路面	R6.4	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = 2,508,300円	3,817,672円
可動間仕切	R5.2	500,000円	3年	0.536	[令和6年度評価額] 500,000円 × (1 - 0.536 × 1/2) = 366,000円 [令和7年度評価額] 366,000円 × (1 - 0.536) = 169,824円	
看板	R5.2	1,600,000円	10年	0.206	[令和6年度評価額] 1,600,000円 × (1 - 0.206 × 1/2) = 1,435,200円 [令和7年度評価額] 1,435,200円 × (1 - 0.206) = 1,139,548円	

課税標準額(評価額の合計)	税率
1,000円未満切捨て × 1.4%	
3,817,000 × 1.4% = 53,438	

100円未満
切捨て

令和7年度 税 額
53,400円

(注1) 課税標準額は、評価額(合計)の1,000円未満を切り捨てた額です。

(注2) 税額は、100円未満を切り捨てた額です。

(注3) 課税標準額が150万円未満の場合は、免税になります。

(2)減価残存率表

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用 年数	耐用年数 に応ずる 減 価 率	減価残存率		耐用 年数	耐用年数 に応ずる 減 価 率	減価残存率		耐用 年数	耐用年数 に応ずる 減 価 率	減価残存率	
		A 前年中取 得のもの	B 前年前取 得のもの			A 前年中取 得のもの	B 前年前取 得のもの			A 前年中取 得のもの	B 前年前取 得のもの
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

～ 実地調査ご協力のお願い ～

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

◇ 初めて申告される方…1～17及び取得面額欄を記入してください。

◇ 令和6年度申告された方…表示内容を確認し、訂正・補足等してください。
また、資産の異動の有無等について、18の欄の該当する番号を○で囲み
明細書(提出用・入力用・控用)をご提出ください。

和6年区中戸これの方……衣小内容を推認し、訂正・補正するようにしたい。

また、資産の異動の有無等について、18の欄の該当する番号を○で囲み、申告書(提出用・控用)・明細書(提出用・入力用・控用)をご提出ください。

3 法人の場合は13桁の法人番号を右詰で記載してください。個人事業主の方は記載不要です。償却資産を共有されている方は記載不要です。

15
市内の事業所の所在地を記入してください。

18 「資産の増減あり」・「資産の増減なし」・「該当資産なし」・「休業」の場合は該当する番号を○で囲んでください。

廃業や法人成立、合併、市外移転などの異動があった場合は、「廃業・市外へ移転」を○で囲み、廃業年月日または移転年月日を記入してください。また、新規の方の場合は「資産増減あり」に○をしてください。

その他、この申告に必要な事項を記入してください。

※印の欄は、企業電算処理方式による（合計）申告の方のみ記入してください。普通（一品）申告の場合は、記入する必要はありません。

種類別明細書に記入した増加分、減少分、修正分についてそれぞれの欄に種類ごとの数値を記入し、令和7年1月1日現在、市内に所有するすべての償却資産の取得価額が計（二）の欄に集計されるように記入してください。

「資産の種類」「年号」「増加事由」及び「減少事由」は、この表に従いそれぞれの番号を記入又は○で囲んでください。					
資産の種類			年号		減少事由
構築物…1	航空機…4		昭和…3		売却…1
機械及び装置…2	車両及び運搬具…5		平成…4		滅失…2
船舶…3	工具、器具及び備品…6		令和…5		移動…3
					その他…4

※所有者名を記入してください。

種類別明細書（増加・減少・全資産用）
（提出用）

所有者名 〇×印刷株式会社									
行番号	所有者コード	資産の種類	資産のコード	取得年月		数量	取得価額		減価償却率
				年号	月		取得価額	標準価額	

1	1			4	14	3	12,170,700		
2	2			4	10	4	8,520,700		
3	6			3	62	7	2,300,000		
4	6			4	15	6	350,000		
5	6			4	18	6	400,000		
	6			4	18	6	600,000		
	6			4	18	6	400,000		
	6			5	6	5	530,000		
	6			5	5	12	210,000		

☆記入される前に必ずご覧ください。

◎初めて申告される場合…府中市内に所有している償却資産をすべて記入してください。

◎増加の場合（資産の全部）…打ち出されている種類別明細書の空いている行から記入してください。

◎減少の場合（資産の一部）…減少した資産の名称等を1本線で消してください。

◎詳しくは、同封している「固定資産税（償却資産）申告の手引き」の記載方法をお読みください。

この太線の中の項目は、必ず記入してください。

～企業電算処理方式による申告（合計申告）の方へ～

企業電算処理方式による申告で申告される方は、一品一品につき、「価額」「課税標準額」（課税標準の特例を受ける資産は、特例率を乗じた額）の種類別明細書に記載してください。

異動の理由を記入してください。

減少の場合
全部減少…該当する資産の名称等を1本線で消してください。
一部減少…「修正の場合」に準じて行ってください。

修正の場合
例：3台あったルームエアコンを1台、前年中に除却した場合（一部減少）
→資産の名称等を1本線で消し、空いている行に変更後の資産を記入してください。
◎取得年月・耐用年数の修正についても、すべてこの方法に準じて行ってください。

増加の場合
打ち出されている種類別明細書の空いている行から記入してください。

償却資産申告 Q&A

Q1：税務署へ確定申告していても、市へ申告する必要はありますか？

A： 市への申告が必要です。確定申告は国税の計算のためのものですが、償却資産の申告は市税である固定資産税の計算に必要なものです。地方税法上、1月1日現在の資産について、税務署への申告とは別に市への申告が義務付けられております。

Q2：昨年中に廃業しました。市へ申告は必要ありますか？

A： 廃業の申告が必要です。（13ページ18をご参照ください。）。

Q3：昨年と資産に変わりありません。今年の申告は必要ですか？

A： 資産の増減の有無にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況の申告が必要です。

Q4：店舗を借りて事業をしています。どのようなものが申告の対象になりますか？

A： 賃借人（テナント）等が取り付けした内装工事や電気設備などが申告の対象となります。（8ページ「3(5)建築設備等における家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）。

Q5：事業用と個人用の両方に使っている資産は、申告する必要がありますか？

A： 申告が必要です。償却資産は、事業のために用いることができるものが課税の対象とされていますが、個人事業者が事業用と非事業用の両方に使用している資産については、事業割合に関係なく全額申告の対象です。

Q6：耐用年数を過ぎた古い資産でも、申告の必要はありますか？

A： 申告が必要です。減価償却済みでも、廃業又は売却等をせずに、事業のために用いられている資産は申告の対象となります。

Q7：共有の資産は、各々が持分に応じて申告すれば良いですか？

A： 個々に申告するのではなく、共有者全員の連名で申告が必要です。申告書に記載する取得価額は、各共有者の持分の取得価額の合算額です。